

名 称		三好中部地区計画（平成２８年６月２４日みよし市告示第４８号）
位 置		みよし市三好町 前田、前部垣内、大原、北中島、平池、蟬田の各一部
面 積		約１２．０ｈａ
地区計画の目標		本地区は、みよし市の中央部に位置し、国道１５３号バイパス線、県道豊田知立線に近接し、東名三好ＩＣまで約２．５ｋｍと交通アクセスに優れた地区である。 都市中心拠点に位置し、大規模商業地に隣接する本地区では、利便性の高い一般住宅地として良好な住環境の整備を目的に、土地区画整理事業が行われている。 本地区では、土地区画整理事業による都市基盤整備にあわせ、地区計画を定めることにより、計画的な土地利用と良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区を以下のように区分し、各地区の土地利用の方針を定める。 １ Ａ地区 周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な住環境の形成を図る。 ２ Ｂ地区 周辺環境との調和に配慮しつつ、都市計画道路沿道の立地特性を活かし、利便性の高い住環境の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	各地区の土地利用の方針に従い、良好な住環境及び景観の形成を図る建築物の整備の方針を定める。 １ Ａ地区 周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な住環境が形成されるよう建築物等の用途の制限を行う。 ２ Ｂ地区 周辺環境との調和に配慮しつつ、都市計画道路沿道の立地特性を活かし、利便性の高い住環境が形成されるよう建築物等の用途の制限を行う。

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区
	区分	地区の面積	約3.7ha	約8.3ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第130条の6の2で定める運動施設 3. 公衆浴場 4. 畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるものに限る。) 5. 自動車教習所 6. 工場(政令第130条の6で定めるものを除く。)	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2で定める運動施設 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. カラオケボックスその他これに類するもの 5. 公衆浴場 6. 畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるものに限る。) 7. 自動車教習所 8. 工場(政令第130条の6で定めるものを除く。)

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」